各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県電子調達システムの利用拡大及び警察本部内所属における需用費等の予算配分について(通達)

これまで総務室会計課(以下「会計課」という。)において利用してきた岐阜県電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)を全所属に利用拡大することとしたので、各所属における調達については、原則同システムによることとされたい。

また、これに伴い、会計課に留め置いていた、警察本部内所属(以下「本部所属」という。)の需用費及び備品購入費(以下「需用費等」という。)の予算を配分するほか、各種修繕料、分庁舎等の燃料費及び光熱水費の取扱いについても一部見直し、平成21年度から実施することとしたので、関係規定等を遵守し調達事務に誤りのないようにされたい。

なお、岐阜県警察本部における需用費等の調達事務について(平成19年3月 1日付け会第107号)は、平成21年3月31日をもって廃止する。

記

1 目的

電子調達システムの利用により、透明性や公正性を確保しつつ、競争性を促進して、より適正な調達を行うことにより予算の有効活用を図るとともに、本部所属における迅速かつ弾力的な調達事務を推進する。

- 2 電子調達システムによる調達
- (1) 開始年月日 平成21年5月7日(木)
- (2) 関係規程
 - ア 岐阜県電子調達システム事務処理要領について(平成 17 年 4 月 1 日付け 出第 1 9 号。以下「要領」という。)
 - イ 岐阜県電子調達システムガイドライン(平成20年4月版)
- (3) 対象調達案件 要領第4条に定める調達案件
- 3 本部所属における需用費等の予算配分

需用費等の予算は、下記の場合を除き、原則として予算要求所属へ配分する。

- (1) 会計課において一括調達し、又は一括支払いすることが合理的と認められ、 会計課に予算を配分する場合
- (2) 庶務係が設置された所属等で複数所属の案件を集約して調達することが合

理的と認められ、当該所属に予算を配分する場合

- 4 本部所属における各種修繕料等の配分について
- (1) 各種修繕料の取扱い

会計課において予算要求している以下の修繕料は、過去の実績等を勘案して各所属へ配分する。

• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
目	細事業名	細々事業名
一般警察活動費	一般活動費	一般警察活動費
刑事警察費	犯罪捜査費	刑事警察活動費
交通指導取締費	交通警察費	交通警察活動費
交通指導取締費	地域警察費	地域警察活動費

なお、庁用備品等の修繕料(目:警察本部費)は、会計課において取扱う。

(2) 分庁舎等の燃料費及び光熱水費について

現在会計課で執行している燃料費・光熱水費については、予算要求所属に拘わらず、原則として、分庁舎や装備品を管理する所属に予算を配分する。

5 その他

電子調達システムによる調達が開始されるまでの間は、同システムによらない調達とする。